

業務及び財産の状況に関する説明書類

(公認会計士法第 34 条の 16 の 3 第 1 項に規定する公衆縦覧書類)

第 17 期会計年度

(2021 年 7 月 1 日から 2022 年 6 月 30 日)

公衆縦覧開始日 2022 年 9 月 5 日

PwC あらた有限責任監査法人

目次

一.	業務の概況	2
1.	監査法人の目的及び沿革	2
(1)	監査法人の目的	2
(2)	監査法人の沿革	2
2.	無限責任監査法人又は有限責任監査法人の別	2
3.	業務の内容	2
(1)	業務概要	2
(2)	新たに開始した業務その他の重要な事項	2
(3)	監査証明業務の状況	2
(4)	非監査証明業務の状況	3
4.	業務管理体制の整備及び業務の運営の状況	3
(1)	業務の執行の適正を確保するための措置	3
①	経営の基本方針及び経営管理に関する事項	3
②	法令遵守に関する事項	3
(2)	業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置	4
①	品質管理に関する責任	4
②	職業倫理及び独立性	4
③	監査契約の新規の締結及び更新	5
④	専門要員の採用、教育・訓練、評価及び選任	6
⑤	業務の実施	6
⑥	品質管理のシステムの監視	7
⑦	社員の報酬決定に関する事項	8
(3)	公認会計士である社員以外の者が公認会計士である社員の監査証明業務の執行に不当な影響を及ぼすことを排除するための措置	8
(4)	直近において公認会計士法第46条の9の2第1項の規定による協会の調査（品質管理レビュー）を受けた年月	8
(5)	業務の品質の管理方針の策定及びその実施に関する措置が適正であることの確認	8
5.	他の公認会計士（大会社等の財務書類について監査証明業務を行ったものに限る。）又は監査法人との業務上の提携に関する事項	8
6.	外国監査事務所等（外国の法令に準拠し、外国において、他人の求めに応じて報酬を得て財務書類の監査又は証明をすることを業とする者）との業務上の提携に関する事項	8
(1)	提携を行う外国監査事務所等の商号又は名称	8
(2)	提携を開始した年月	8
(3)	業務上の提携内容	8
(4)	ネットワーク及びその取決めの概要	9
二.	社員の概況	9
1.	社員の数	9
2.	重要な事項に関する意思決定を行う合議体の構成	9
三.	事務所の概況	10
四.	監査法人の組織の概要	11
五.	財産の概況	11
1.	売上高の総額	11
2.	直近の2会計年度の計算書類	11
3.	2.に掲げる計算書類に係る監査報告書	11
4.	供託金の額	11
5.	供託金の全部又は一部を代替している有限責任監査法人責任保険契約の内容	11
六.	被監査会社等（大会社等に限る）の名称	12

一. 業務の概況

1. 監査法人の目的及び沿革

(1) 監査法人の目的

当法人は、次の各号の業務を行うことを目的とします。

- 1 財務書類の監査又は証明
- 2 財務書類の調製又は財務に関する調査、立案若しくは相談
- 3 公認会計士試験に合格した者に対する実務補習

(2) 監査法人の沿革

当法人の沿革は以下の通りです。

2006年6月1日	あらた監査法人設立 メンバーファームとしてPwCネットワークに加盟
2006年8月1日	名古屋事務所を開設
2006年9月1日	大阪事務所を開設
2015年7月1日	法人名称を「PwCあらた監査法人」へ変更
2016年7月1日	有限責任監査法人へ移行し、名称を「PwCあらた有限責任監査法人」とする。
2016年10月1日	福岡事務所を開設

2. 無限責任監査法人又は有限責任監査法人の別

当法人は公認会計士法第1条の3第4項に規定する有限責任監査法人です。

3. 業務の内容

(1) 業務概要

当法人は金融商品取引法監査、会社法監査及び学校法人監査等の法定監査のほか任意監査まで幅広く監査証明業務を提供しています。

監査証明業務に係る当期末現在の被監査会社数は1,157社(前期比1社減)、監査証明業務に係る当期収入は28,206百万円(前期比193百万円増)となりました。

また、当法人は非監査証明業務としてIFRS導入支援サービスをはじめとした財務報告アドバイス及び株式上場(IP0)支援、ガバナンス関連アドバイザリー業務、システム・プロセス・アシュアランス、内部監査サービスなどの幅広い財務関連サービスの提供に努めています。

非監査証明業務の対象会社総数は1,233社(前期比28社増)、非監査証明業務に係る当期収入は28,252百万円(前期比1,410百万円増)となりました。

以上の結果、監査証明業務と非監査証明業務を合わせた当期の業務収入総額は、56,458百万円(前期比1,602百万円増)となりました。

(2) 新たに開始した業務その他の重要な事項

該当ありません。

(3) 監査証明業務の状況

※2022年6月30日現在

種別	被監査会社等の数	
	総数	内大会社等の数
1 金商法・会社法監査	142社	134社
2 金商法監査	51社	19社

3	会社法監査	439 社	98 社
4	学校法人監査	1 社	—
5	労働組合監査	—	—
6	その他の法定監査	234 社	7 社
7	その他の任意監査	290 社	—
	計	1,157 社	258 社

(4) 非監査証明業務の状況

区分	対象会社等数	対前年度増減
大会社等	87 社	-6 社
その他の会社等	1,146 社	34 社

4. 業務管理体制の整備及び業務の運営の状況

(1) 業務の執行の適正を確保するための措置

① 経営の基本方針及び経営管理に関する事項

当法人は、卓越したサービスを提供するプロフェッショナル集団として、法人のビジョンを全員が共有し、明確なリーダーシップと創造的なチームワークによって厳正かつ公正な高品質の監査を実施し、経済の健全な発展に寄与することを経営理念としています。

当法人は、経営意思決定機関として代表執行役及び執行役で構成される経営委員会を設置しています。この経営委員会は、監査法人運営全般に対して説明責任を負っています。監視委員会の下には、社員評価委員会、監査委員会、指名委員会、R&Q監視委員会が設置され、経営委員会を監視することにより、透明性の高いガバナンス体制としています。

加えて、公益を代表する有識者の目線を法人運営に取り入れ、監査品質を向上させる目的で、社外有識者、代表執行役及び監視委員会議長で構成される公益監督委員会（PIB）を設置しています。

② 法令遵守に関する事項

法令遵守に関する措置を所管する部署として、コンプライアンス室を設置しています。

コンプライアンス室は、プロフェッショナルとしての、また、社会の一員としての、使命と責任を果たすための行動規範を策定しており、すべての社員・職員はこの行動規範を遵守しています。コンプライアンス室は、定期的な研修等を通じて、行動規範その他遵守すべき法令規制について、社員・職員に周知を徹底し、意識の向上に努めています。また、コンプライアンス室は、コンプライアンスラインを設け、法令違反その他のコンプライアンス上の問題点を早期に発見し、対処しています。

さらに、アシュアランス OGC に法律の専門スタッフを配置し、アシュアランス OGC が法人全体の法務を取り扱うことによって、法人の諸活動が法令・定款等に適合していることを確保しています。

そのうえで、独立した内部監査室が、法人の活動について内部監査を行い、不正行為等に対するけん制とチェックを行っています。

(2) 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置

① 品質管理に関する責任

当法人は、厳正かつ公正な高品質の監査を実施し、経済の健全な発展に寄与するため、国際品質管理基準 1 号 (ISQC1)、「監査に関する品質管理基準」等に準拠し、品質管理システムを整備し運用しています。この品質管理のシステムに係る最終的な責任を負う者は、代表執行役であることを規定として明文化し、責任の所在を明確にしています。

② 職業倫理及び独立性 (職業倫理)

当法人は、当法人や社員、職員が誠実に、公正に行動するためによって立つべき行動規範 (PwC's Code of Conduct) を定めています。行動規範は、誰であっても懸念があるときは「声を上げる」ことの意義を強調しています。この行動規範と日本公認会計士協会の倫理規則を踏まえて、職業倫理の方針及び手続に関する複数のルールや規程を定めています。職業倫理の方針及び手続に関する理解を徹底させるため、全社員及び職員を対象とした職業倫理に関する研修を定期的 to 実施しています。また、全社員及び職員を対象とした年次のコンプライアンス確認手続において、職業倫理に関する方針及び手続を理解し遵守していることを確認しています。

(独立性)

PwC ネットワークのメンバーファームとして、PwC Global Independence Policy (独立性に関する指針) を基本に、わが国の法令及び日本公認会計士協会の倫理規則を踏まえたものを当法人の独立性に関する指針とし、その遵守に係る方針及び手続を定めています。独立性の方針及び手続に関する理解を徹底させるため、全社員及び職員を対象とした独立性に関する研修を定期的 to 実施しています。また、全社員及び職員を対象とした年次のコンプライアンス確認手続において、独立性に関する方針及び手続について理解し遵守していることを確認しています。

当該方針及び手続に基づき、監査クライアントを PwC ネットワークが共有するデータベースに登録することによって、当法人の監査クライアントのみならず、PwC ネットワークの監査クライアント全般について、業務提供範囲等に関して制限のあるクライアントを把握できる体制となっており、以下の独立性に関する指針の遵守を確保する枠組みとして維持・運用しています。

- 非保証業務提供チーム - エンゲージメントの独立性

監査クライアントに対する業務の提供には一定の制限が設けられているため、非保証業務の提供を検討する際に、上述の監査クライアントデータベースで業務提供先に対する独立性の制限の有無を確認したうえで、独立性に関する指針を参照して業務提供の可否及び提供可能な業務を判断し、提供する可能性のある非保証業務について、あらかじめ監査責任者の承認を得るものとしています。

- 社員及び職員 - 個人の独立性

当法人の社員及び職員が各個人として遵守する独立性に関する指針を定めており、この中で金銭的利害関係や身分上の利害関係を規定しています。年次のコンプライアンス確認手続に加え、個々の監査業務に従事する際には、個人として遵守する独立性を保持していることを確認しています。また、社員及び一定以上の職階の職員については、保有する有価証券等をデータベースに登録することを義務付け、独立性の諸規則に抵触しないことを確認しています。さらに、社員及び職員の金銭的利害

関係や身分上の利害関係を対象とする独立性の検査を毎期実施し、個人の金銭的利害関係や身分上の利害関係に関する独立性の違反がないことを監視しています。

- 法人としての独立性

当法人が外部から物品やサービスを購入する場合や、当法人が外部企業や個人とビジネス上の関係を展開する場合には、当法人と監査クライアントとの間の独立性を保持するため、取引の可否及び取引内容について事前に担当部署の承認を得ることとしています。法人の借入先及びリース契約先との間においても独立性の問題が生じていないことを定期的に確認しています。また、当法人が保有する有価証券等をデータベースに登録し、独立性の諸規則に抵触しないことを確認しています。

(ローテーションの方針及び手続)

業務執行社員のローテーションに関しては、以下の通り方針を定め、運用と監視を行っています。

	役割	関与可能期間	必要インターバル期間
上場会社の監査・レビュー業務	筆頭業務執行社員	5 会計期間	5 会計期間 (ただし最短でも 2 年間)
	審査担当者	5 会計期間	5 会計期間 (ただし最短でも 2 年間)
	その他の監査業務の主要な担当者等	7 会計期間	2 会計期間 (ただし最短でも 2 年間)
非上場の公認会計士法上の大会社等の監査・レビュー業務	筆頭業務執行社員	7 会計期間	5 会計期間 (ただし最短でも 2 年間)
	審査担当者	7 会計期間	3 会計期間 (ただし最短でも 2 年間)
	その他の監査業務の主要な担当者等	7 会計期間	2 会計期間 (ただし最短でも 2 年間)
上記以外の監査・レビュー業務	筆頭業務執行社員	7 会計期間	2 会計期間 (ただし最短でも 2 年間)
	審査担当者	7 会計期間	2 会計期間 (ただし最短でも 2 年間)
	その他の監査業務の主要な担当者等	7 会計期間	2 会計期間 (ただし最短でも 2 年間)

③ 監査契約の新規の締結及び更新

PwC ネットワークのメンバーファームとして、PwC ネットワークのクライアント及びエンゲージメントの受入・継続に係る評価方針を基本に、わが国における規則等を踏まえて、当法人の新規契約の締結及び更新に係る方針を定めています。契約の受任に先立ち、受任予定クライアントと当法人（社員・職員を含む）の独立性等利害関係を調査するとともに、当該企業の評判、経営者の姿勢、企業統治や内部統制の状況、会計・監査上の問題等のリスク評価手続を実施し、評価されたリスクに応じて定められた適切な承認者の承認を得るものとしています。契約の継続にあたっては、少なくとも年に 1 度リスク評価を実施し、評価されたリスクに応じて定められた適切な承認者の承認を得るものとしています。

また、当法人が前任監査人となる場合及び後任監査人となる場合の双方について監査業務の引継が適切に行われることを合理的に確保するため、監査事務所間の引継に係る方針及び手続を定めています。

④ 専門要員の採用、教育・訓練、評価及び選任

当法人は、監査に対する高い価値観と使命感を共有するプロフェッショナルたるにふさわしい人材を、日本の公認会計士のみならず、米国公認会計士、システム監査技術者をはじめ、特定業種に関する専門的な知識と経験を有する人材等から幅広く採用しています。

教育・訓練については、世界中で一貫して高品質の監査を提供するためにPwCが各国の品質管理レビュー結果に基づき開発した共通の教育研修カリキュラムを基本に、わが国の法令、会計および監査の基準、不正事例、税務ならびに品質管理レビューの結果など、当法人独自の内容を加味して研修を実施しています。また、研修をより効果的なものとするために、多くの研修において事後の確認テストを実施しています。日本公認会計士協会の継続的専門研修制度（CPE）の達成状況や必須研修の受講履歴は、研修管理システムを利用してモニタリングを実施しています。更に、アシュアランス業務部門を産業別に組織することによって、監査上必要な専門的知識を集約し、共有することにより、知識及び経験の組織的強化を図るとともに、専門要員が監査業務を行う上で必要な不正事例に関する知識を習得し、能力を開発できるよう、不正に関する教育・訓練を実施しています。

専門要員は、高度な業務品質を実現できる有能な人材として、その専門的知識や社会的使命感といった観点から各人の資質が客観的かつ公正に評価され、職階が決められます。その前提として、職階ごとの役割と責任が明確に定義され、専門要員は各エンゲージメント開始時に当該役割と責任に沿った業務上の達成目標を具体的に上位者と設定・合意し、業務終了時に当該目標達成状況に関する上位者からの評価内容が開示されます。これにより、透明かつ継続的な人事評価、人材育成を図っています。

専門要員の監査チームへの選任は、各業種別組織の中で、各人の独立性の遵守状況、必要な経験、能力、必要な時間の十分な確保等といった事項を踏まえ、厳正かつ公正な監査を実施するために必要な人材を確保するという観点から実施しています。また、監査の品質を維持する上では被監査会社の事業内容等への理解が不可欠であることから監査チームの一定の継続性を重視する一方、新たな視点を持った客観性ある監査の実施を確保すべく、監査チームの統括主査のローテーションに関する取扱いを定め、両者の適切なバランスを維持できる監査チームを組成していく方針です。

⑤ 業務の実施

(監査業務の実施)

当法人は、監査業務における国際水準の品質を確保するため、監査業務については、PwC ネットワークのメンバーファームとして、PwC ネットワークのグローバル・スタンダードであるPwC Audit Guideを監査メソドロジーの基本とし、わが国における監査基準等を踏まえ、当法人の監査業務の実施に係る方針及び手続を定めています。当該方針及び手続に基づき、監査往査期間にとらわれず年間を通じて緊密かつ適時なコミュニケーションを行うことでタイムリーな監査上の判断及びそのレビューを実施するリアルタイムの監査を行っています。

また、当該方針及び手続を通じて業務の実施における品質の保持を図るため、当法人ではPwC ネットワークの監査サポートシステムを導入しています。このシステムは、監査業務及び監査証拠の文書化に用いられるだけでなく、リスク評価結果及びリスクと監査手続の関係をビジュアルに表示することでリスク評価に対応した有効かつ効率的な監査計画の立案と監査手続の実施を可能としています。

(専門的な見解の問合せ)

事前に専門的な見解の問合せを受けるべき事項を明示し、専門要員が当該事項

に該当する事象に直面した場合には、品質管理本部等の見解を入手することを義務付けています。

(審査)

原則として、全ての監査業務について、監査計画段階から、監査の実施過程、監査判断の過程、監査の完了段階まで、監査チームによる監査の実施と並行して審査担当者による重要事項、重要判断の審査を実施しています。

監査責任者と審査担当者との間の監査上の判断の相違については審査会における審査により解決を図りますが、審査の最終機関は審査担当者と定め、責任ある審査を課しています。

審査担当者には、当法人の審査担当者の選任に関する方針及び手続に基づき、その職責を果たすために適切な適性、能力及び経験を有する日本の公認会計士である社員が選任されます。その選任及び解任にあたり、各業種別組織内での推薦を受け、品質管理本部長が承認することで、審査担当者の客観性を確保しています。

監査業務において不正による重要な虚偽の表示の疑義があると判断された場合、監査チーム体制の強化及び審査体制の強化を検討するとともに、審査担当者による適切な審査が行われるよう、品質管理本部によるモニタリングを実施しています。

(監査上の判断の相違)

監査チームと専門的な見解の問合せの助言者との間、又は、監査責任者と審査担当者との間の監査上の判断の相違が生じた場合、審査会がこれを審査することにより監査上の判断の相違に対処し解決しています。

⑥ 品質管理のシステムの監視

(監査事務所の品質管理に関する方針及び手続の監視)

法人全体の品質管理システム全般のモニタリング、および監査業務等の品質管理のために監査チームを支援する組織としてアシュアランス業務部門内に品質管理本部を設置し、さらに独立性の保持、法令遵守及びコンプライアンス確立のための諸活動を行う組織として、業務部門から独立したコンプライアンス室を置いています。

監査業務の定期的な検証は、品質管理本部による PwC ネットワークの Global Assurance Quality - Inspections を活用した品質レビューに拠っています。なお、監査業務の定期的レビューは原則として年に一度実施し、業務執行社員として監査業務を実施している社員は少なくとも 3 年に一度はレビューの対象となり、リスクの増大が認識された監査業務についても頻繁なレビューを実施しています。また、リスクが検出された都度、業務執行社員及び審査担当者のモニタリングを随時実施しています。

また、当法人は、経営理念と事業目標に照らして品質管理体制がどうあるべきかを評価し、適切な品質管理活動が整備・運用されていることを検証する QMSE (Quality Management for Service Excellence) という活動を実施しています。

QMSE では従来のコンプライアンスチェック型の検証を超え、法人として達成すべき 15 の品質目標を明確化し、その目標達成の過程においてどのようなリスクが存在しているのかを識別し、そのリスクの重要性を評価し、リスクを軽減するために必要な組織、統制活動、監視活動、活動成果の測定等を自ら設定します。そして、これらの活動が、適時適切に行われていることを内部監査を通じて検証することにより、監査法人に必要な品質管理体制が確保されていることを確認します。

(識別した不備の評価、伝達及び是正)

品質管理システムの監視によって不備が発見された場合、その影響の評価に応じて決定した是正措置を適切な関係者に伝達するとともに、適時に担当執行役に報告し対処する体制としています。

(不服と疑義の申立て)

当法人内外からもたらされる不服と疑義の申立てについて適切に対処することを合理的に確保するための通報制度として、監査ホットラインを導入しています。

⑦ 社員の報酬決定に関する事項

社員の報酬は、社員の報酬に関する規程に基づき各執行役からなる経営委員会が決定し、監視委員会の社員評価委員会の同意を得ています。報酬決定の根拠となる評価については、各社員が各々に与えられた業務について毎年、個人の業務計画書を作成し、その業務計画の達成度合により各部門長が評価を行い、経営委員会に提出しています。

(3) 公認会計士である社員以外の者が公認会計士である社員の監査証明業務の執行に不当な影響を及ぼすことを排除するための措置

公認会計士法第2条1項の監査証明業務のすべての業務執行社員及び審査担当者には、公認会計士である社員を任命し、業務遂行の一義的な責任を担っています。監査証明業務を担うアシュアランス業務部門の担当執行役及び品質管理本部は、公認会計士である業務執行社員の交代・ローテーション及び、公認会計士である社員以外の者(特定社員等)の関与度合について監視しています。

(4) 直近において公認会計士法第46条の9の2第1項の規定による協会の調査(品質管理レビュー)を受けた年月

2021年8月

(5) 業務の品質の管理方針の策定及びその実施に関する措置が適正であることの確認

品質管理本部が監査業務品質に関する方針及びガイダンスを策定しています。品質管理本部が実施する監査業務の定期的な検証を通じて監査業務の品質の確保を実施し、これらのレビューにより生じた問題点は、経営委員会に報告され、その対応が決定されています。この報告を元に代表執行役である井野貴章は当該措置が適正であることを確認しています。

5. 他の公認会計士(大会社等の財務書類について監査証明業務を行ったものに限る。)又は監査法人との業務上の提携に関する事項

該当ありません。

6. 外国監査事務所等(外国の法令に準拠し、外国において、他人の求めに応じて報酬を得て財務書類の監査又は証明をすることを業とする者)との業務上の提携に関する事項

(1) 提携を行う外国監査事務所等の商号又は名称

プライスウォーターハウスクーパース インターナショナル リミテッド

(2) 提携を開始した年月

2006年7月1日

(3) 業務上の提携内容

PwCのメンバーファームとして、PwCグローバルで定めた品質管理、リスク管理基準

に準拠して監査業務を遂行するとともに、品質管理、事業開発などについて世界各国のメンバーファームへの協力を行っています。

(4) ネットワーク及びその取決めの概要

当法人は、PwCのメンバーファームとしてプライスウォーターハウスクーパース インターナショナル リミテッドとの間に PwC グローバルネットワークの共通のビジョン、価値、原則、目標、権限などを規定する包括的基本契約 (Accession Agreement) を交わしています。この基本契約のもとでさらに具体的業務遂行に係わる契約 (Firm Service Agreement) と PwC ブランドを使用することに係わる契約 (Name License Agreement) を取り交わし、PwC ネットワークのメンバーファームの一員として活動しています。

二. 社員の概況

1. 社員の数

公認会計士	特定社員	合計
148 人	37 人	185 人

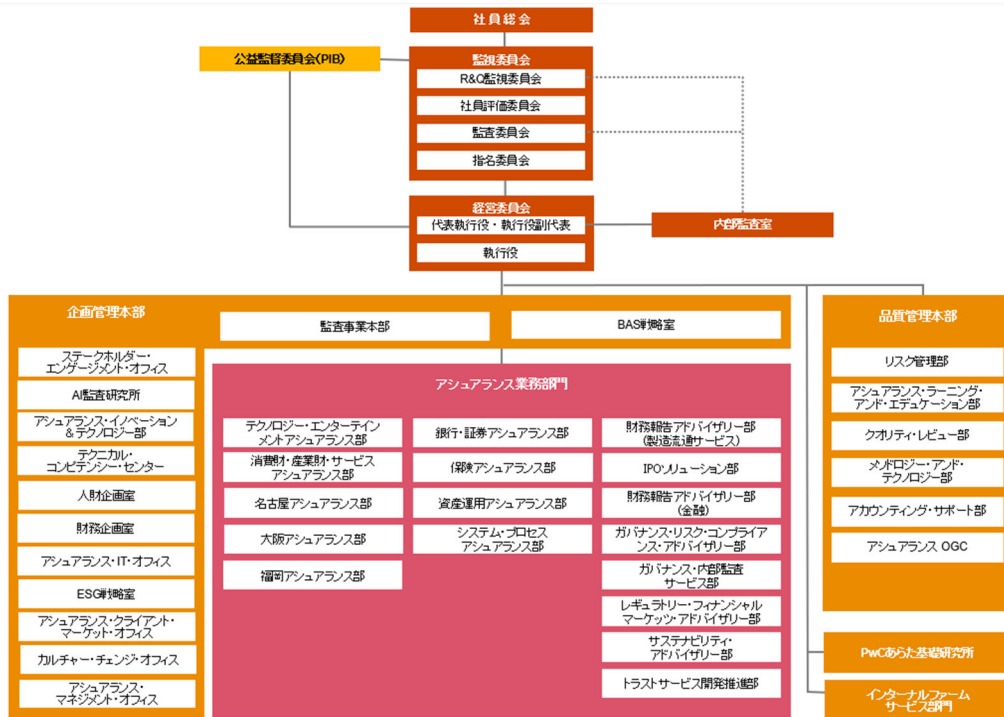
2. 重要な事項に関する意思決定を行う合議体の構成

合議体	合議体の目的	合議体の構成		
		公認会計士	特定社員	計
経営委員会	経営に関する意思の決定	9 人	1 人	10 人
監視委員会	経営委員会が策定する経営の方針およびその運営の監視	5 人	3 人	8 人

三. 事務所の概況

名称	所在地	当該事務所に勤務する者の数								合計
		社員			使用人					
		公認 会計 士	特定 社員	計	公認 会計 士	公認 会計 士試 験合 格者 等	監査補 助職員	その 他の 事務 職員	計	
(主) 東京	東京都千代田区 大手町一丁目1 番1号 大手町パークビ ルディング	127	36	163	714	501	1,013	98	2,326	2,489
(従) 名古屋	愛知県名古屋市 中村区名駅一丁 目1番4号 JRセントラル タワーズ	12	0	12	76	53	19	0	148	160
(従) 大阪	大阪府大阪市北 区大深町4番 20号 グランフロント 大阪タワーA 36F	8	1	9	64	47	35	0	146	155
(従) 福岡	福岡県福岡市博 多区博多駅中央 街8番1号 JRJP博多ビル4 階	1	0	1	11	16	0	0	27	28
合 計		148	37	185	865	617	1,067	98	2,647	2,832

四. 監査法人の組織の概要



五. 財産の概況

1. 売上高の総額

(単位：百万円)

	第 16 期 2020 年 7 月 1 日～ 2021 年 6 月 30 日	第 17 期 2021 年 7 月 1 日～ 2022 年 6 月 30 日
売上高		
監査証明業務	28,013	28,206
非監査証明業務	26,842	28,252
合 計	54,856	56,458

2. 直近の 2 会計年度の計算書類

別添のとおりです。

3. 2. に掲げる計算書類に係る監査報告書

別添のとおりです。

4. 供託金の額

(単位：百万円)

公認会計士法施行令第 25 条に規定する供託金の額	370
供託所へ供託した供託金の額 (額面金額)	380

5. 供託金の全部又は一部を代替している有限責任監査法人責任保険契約の内容

該当事項はありません。

六. 被監査会社等(大会社等に限る)の名称

監査種別	被監査会社等の名称
金商法・会社法監査	Appier Group 株式会社
金商法・会社法監査	B-R サーティワン アイスクリーム株式会社
金商法・会社法監査	H.U.グループホールディングス株式会社
金商法・会社法監査	SMN 株式会社
金商法・会社法監査	Spiber 株式会社
金商法・会社法監査	SRE ホールディングス株式会社
金商法・会社法監査	アークランドサービスホールディングス株式会社
金商法・会社法監査	アークランドサカモト株式会社
金商法・会社法監査	あいホールディングス株式会社
金商法・会社法監査	アクサ・ホールディングス・ジャパン株式会社
金商法・会社法監査	アステナホールディングス株式会社
金商法・会社法監査	イーレックス株式会社
金商法・会社法監査	エムスリー株式会社
金商法・会社法監査	エレマテック株式会社
金商法・会社法監査	オーナンバ株式会社
金商法・会社法監査	カゴメ株式会社
金商法・会社法監査	ガンホー・オンライン・エンターテイメント株式会社
金商法・会社法監査	コナミホールディングス株式会社
金商法・会社法監査	サークレイス株式会社
金商法・会社法監査	シキボウ株式会社
金商法・会社法監査	シャープ株式会社
金商法・会社法監査	ソニーグループ株式会社
金商法・会社法監査	ソニーフィナンシャルグループ株式会社
金商法・会社法監査	デクセリアルズ株式会社
金商法・会社法監査	トヨタファイナンス株式会社
金商法・会社法監査	トヨタ自動車株式会社
金商法・会社法監査	トヨタ紡織株式会社
金商法・会社法監査	トランス・コスモス株式会社
金商法・会社法監査	トレンダーズ株式会社
金商法・会社法監査	ノーリツ鋼機株式会社
金商法・会社法監査	パンチ工業株式会社

監査種別	被監査会社等の名称
金商法・会社法監査	ピジョン株式会社
金商法・会社法監査	フタバ産業株式会社
金商法・会社法監査	プレミアグループ株式会社
金商法・会社法監査	ホクシン株式会社
金商法・会社法監査	ユー・エム・シー・エレクトロニクス株式会社
金商法・会社法監査	ユニ・チャーム株式会社
金商法・会社法監査	ルネサス エレクトロニクス株式会社
金商法・会社法監査	レーザーテック株式会社
金商法・会社法監査	愛知製鋼株式会社
金商法・会社法監査	旭化成株式会社
金商法・会社法監査	旭有機材株式会社
金商法・会社法監査	応用技術株式会社
金商法・会社法監査	沖電気工業株式会社
金商法・会社法監査	加賀電子株式会社
金商法・会社法監査	株式会社 AOKI ホールディングス
金商法・会社法監査	株式会社 Fast Fitness Japan
金商法・会社法監査	株式会社 Finatext ホールディングス
金商法・会社法監査	株式会社 J M D C
金商法・会社法監査	株式会社 J ストリーム
金商法・会社法監査	株式会社 LIFULL
金商法・会社法監査	株式会社 SNK
金商法・会社法監査	株式会社アイ・アール ジャパンホールディングス
金商法・会社法監査	株式会社アイシン
金商法・会社法監査	株式会社アイチコーポレーション
金商法・会社法監査	株式会社アクシージア
金商法・会社法監査	株式会社アルバック
金商法・会社法監査	株式会社アンビスホールディングス
金商法・会社法監査	株式会社イーエムネットジャパン
金商法・会社法監査	株式会社イエローハット
金商法・会社法監査	株式会社イルグルム
金商法・会社法監査	株式会社インタースペース
金商法・会社法監査	株式会社インテージホールディングス

監査種別	被監査会社等の名称
金商法・会社法監査	株式会社うかい
金商法・会社法監査	株式会社エクセディ
金商法・会社法監査	株式会社エプロ
金商法・会社法監査	株式会社キトー
金商法・会社法監査	株式会社クラレ
金商法・会社法監査	株式会社ゴルフダイジェスト・オンライン
金商法・会社法監査	株式会社サンゲツ
金商法・会社法監査	株式会社シーイーシー
金商法・会社法監査	株式会社シャノン
金商法・会社法監査	株式会社ゼンショーホールディングス
金商法・会社法監査	株式会社ダイフク
金商法・会社法監査	株式会社タチエス
金商法・会社法監査	株式会社ツムラ
金商法・会社法監査	株式会社トーマンデバイス
金商法・会社法監査	株式会社ネクソン
金商法・会社法監査	株式会社ハーモニック・ドライブ・システムズ
金商法・会社法監査	株式会社バロックジャパンリミテッド
金商法・会社法監査	株式会社ビジョナリーホールディングス
金商法・会社法監査	株式会社ファインシンター
金商法・会社法監査	株式会社ファブリカコミュニケーションズ
金商法・会社法監査	株式会社フェリシモ
金商法・会社法監査	株式会社フォーカスシステムズ
金商法・会社法監査	株式会社フジクラ
金商法・会社法監査	株式会社ブシロード
金商法・会社法監査	株式会社フルキャストホールディングス
金商法・会社法監査	株式会社ブロードバンドタワー
金商法・会社法監査	株式会社ベルシステム 24 ホールディングス
金商法・会社法監査	株式会社ボルテージ
金商法・会社法監査	株式会社マクロミル
金商法・会社法監査	株式会社マルゼン
金商法・会社法監査	株式会社ミクシィ
金商法・会社法監査	株式会社メタップス

監査種別	被監査会社等の名称
金商法・会社法監査	株式会社メタルアート
金商法・会社法監査	株式会社ワールド
金商法・会社法監査	株式会社ワコム
金商法・会社法監査	株式会社丸井グループ
金商法・会社法監査	株式会社構造計画研究所
金商法・会社法監査	株式会社高田工業所
金商法・会社法監査	株式会社商工組合中央金庫
金商法・会社法監査	株式会社小森コーポレーション
金商法・会社法監査	株式会社雪国まいたけ
金商法・会社法監査	株式会社船井総研ホールディングス
金商法・会社法監査	株式会社大泉製作所
金商法・会社法監査	株式会社東芝
金商法・会社法監査	株式会社日本創発グループ
金商法・会社法監査	株式会社豊田自動織機
金商法・会社法監査	株式会社オオバ
金商法・会社法監査	共栄タンカー株式会社
金商法・会社法監査	共和レザー株式会社
金商法・会社法監査	兼松エレクトロニクス株式会社
金商法・会社法監査	兼松サステック株式会社
金商法・会社法監査	兼松株式会社
金商法・会社法監査	芝浦メカトロニクス株式会社
金商法・会社法監査	酒井重工業株式会社
金商法・会社法監査	松井証券株式会社
金商法・会社法監査	綜研化学株式会社
金商法・会社法監査	太陽ホールディングス株式会社
金商法・会社法監査	大王製紙株式会社
金商法・会社法監査	大和工業株式会社
金商法・会社法監査	東京海上ホールディングス株式会社
金商法・会社法監査	東京海上日動火災保険株式会社
金商法・会社法監査	東芝テック株式会社
金商法・会社法監査	日本ドライケミカル株式会社
金商法・会社法監査	日本パーカラijing株式会社

監査種別	被監査会社等の名称
金商法・会社法監査	日本管財株式会社
金商法・会社法監査	日本工営株式会社
金商法・会社法監査	日野自動車株式会社
金商法・会社法監査	白銅株式会社
金商法・会社法監査	豊田合成株式会社
金商法・会社法監査	豊田通商株式会社
金商法・会社法監査	澤藤電機株式会社
金商法監査	CRE ロジスティクスファンド投資法人
金商法監査	アドバンス・ロジスティクス投資法人
金商法監査	イオンリート投資法人
金商法監査	インベスコ・オフィス・ジェイリート投資法人
金商法監査	シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社（ファンド）
金商法監査	タカラレーベン不動産投資法人
金商法監査	ブラックロック・ジャパン株式会社（ファンド）
金商法監査	ヘルスケア&メディカル投資法人
金商法監査	マリモ地方創生リート投資法人
金商法監査	ラサールロジポート投資法人
金商法監査	三菱 UFJ 国際投信株式会社（ファンド）
金商法監査	三菱 UFJ 信託銀行株式会社（ファンド）
金商法監査	三菱 UFJ 信託銀行株式会社（ファンド）
金商法監査	大江戸温泉リート投資法人
金商法監査	東急リアル・エステート投資法人
金商法監査	日興アセットマネジメント株式会社（ファンド）
金商法監査	日本都市ファンド投資法人
金商法監査	農林中金全共連アセットマネジメント株式会社（ファンド）
金商法監査	福岡リート投資法人
会社法監査	AIG ジャパン・ホールディングス株式会社
会社法監査	AIG 損害保険株式会社
会社法監査	au じぶん銀行株式会社
会社法監査	au フィナンシャルサービス株式会社
会社法監査	au フィナンシャルホールディングス株式会社
会社法監査	au ペイメント株式会社

監査種別	被監査会社等の名称
会社法監査	au 損害保険株式会社
会社法監査	BofA 証券株式会社
会社法監査	Chubb 損害保険株式会社
会社法監査	Dynabook 株式会社
会社法監査	JP モルガン証券株式会社
会社法監査	MOBILOTS 株式会社
会社法監査	MSD 株式会社
会社法監査	NEC パーソナルコンピュータ株式会社
会社法監査	PJC Investments 株式会社
会社法監査	アクサダイレクト生命保険株式会社
会社法監査	アクサ生命保険株式会社
会社法監査	アクサ損害保険株式会社
会社法監査	アストラゼネカ株式会社
会社法監査	アメリカンホーム医療・損害保険株式会社
会社法監査	アリアンツ火災海上保険株式会社
会社法監査	イーデザイン損害保険株式会社
会社法監査	ウーブン・プラネット・ホールディングス株式会社
会社法監査	キオクシアホールディングス株式会社
会社法監査	キオクシア株式会社
会社法監査	キンドリルジャパン株式会社
会社法監査	クレディ・アグリコル生命保険株式会社
会社法監査	クレディ・スイス証券株式会社
会社法監査	ゴールドマン・サックス証券株式会社
会社法監査	ゴディバ ジャパン株式会社
会社法監査	サウディ石油化学株式会社
会社法監査	サハリン石油ガス開発株式会社
会社法監査	サンスター株式会社
会社法監査	ジェイアイ傷害火災保険株式会社
会社法監査	ジブラルタ生命保険株式会社
会社法監査	シャープディスプレイテクノロジー株式会社
会社法監査	ソニーエナジー・デバイス株式会社
会社法監査	ソニーセミコンダクタソリューションズ株式会社

監査種別	被監査会社等の名称
会社法監査	ソニーセミコンダクタマニュファクチャリング株式会社
会社法監査	ソニー株式会社
会社法監査	ソニー銀行株式会社
会社法監査	ソニー生命保険株式会社
会社法監査	ソニー損害保険株式会社
会社法監査	ダイナミックマップ基盤株式会社
会社法監査	ダイハツ工業株式会社
会社法監査	ダイハツ信販株式会社
会社法監査	トッパン・フォームズ株式会社
会社法監査	トヨタファイナンシャルサービス株式会社
会社法監査	トヨタホーム株式会社
会社法監査	トヨタモビリティサービス株式会社
会社法監査	トヨタモビリティパーツ株式会社
会社法監査	トヨタモビリティ東京株式会社
会社法監査	トヨタ自動車九州株式会社
会社法監査	トヨタ自動車東日本株式会社
会社法監査	トヨタ自動車北海道株式会社
会社法監査	トヨタ車体株式会社
会社法監査	トヨタ不動産株式会社
会社法監査	ビー・エム・ダブリュー・ジャパン・ファイナンス株式会社
会社法監査	ビー・エム・ダブリュー株式会社
会社法監査	フィデリティ証券株式会社
会社法監査	プライム プラネット エナジー&ソリューションズ株式会社
会社法監査	プライムアース EV エナジー株式会社
会社法監査	プルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命保険株式会社
会社法監査	プルデンシャル・ホールディング・オブ・ジャパン株式会社
会社法監査	プルデンシャル生命保険株式会社
会社法監査	マイクロンメモリ ジャパン株式会社
会社法監査	リガク・ホールディングス株式会社
会社法監査	旭化成ホームズ株式会社
会社法監査	株式会社 SBJ 銀行
会社法監査	株式会社アコーディア・ゴルフ

監査種別	被監査会社等の名称
会社法監査	株式会社アドヴィックス
会社法監査	株式会社エスアールエル
会社法監査	株式会社エポスカード
会社法監査	株式会社キャタラー
会社法監査	株式会社グリーンパワーインベストメント
会社法監査	株式会社ジャパンセミコンダクター
会社法監査	株式会社ソニー・インタラクティブエンタテインメント
会社法監査	株式会社ソニー・ミュージックエンタテインメント
会社法監査	株式会社ダイナムジャパンホールディングス
会社法監査	株式会社ビバホーム
会社法監査	株式会社ユーラスエナジーホールディングス
会社法監査	堺ディスプレイプロダクト株式会社
会社法監査	太陽建機レンタル株式会社
会社法監査	大同火災海上保険株式会社
会社法監査	田中貴金属工業株式会社
会社法監査	東京海上日動あんしん生命保険株式会社
会社法監査	東芝インフラシステムズ株式会社
会社法監査	東芝エネルギーシステムズ株式会社
会社法監査	東芝エレベータ株式会社
会社法監査	東芝キャリア株式会社
会社法監査	東芝デジタルソリューションズ株式会社
会社法監査	東芝デバイス&ストレージ株式会社
会社法監査	東芝プラントシステム株式会社
会社法監査	日新火災海上保険株式会社
会社法監査	日本アイ・ビー・エム株式会社
会社法監査	日本サムスン株式会社
会社法監査	日本地震再保険株式会社
会社法監査	武州製薬ホールディングス株式会社
その他の法定監査	公立大学法人横浜市立大学
その他の法定監査	国立研究開発法人森林研究・整備機構
その他の法定監査	国立研究開発法人水産研究・教育機構
その他の法定監査	国立大学法人 総合研究大学院大学

監査種別	被監査会社等の名称
その他の法定監査	独立行政法人家畜改良センター
その他の法定監査	独立行政法人国際交流基金
その他の法定監査	独立行政法人自動車事故対策機構

第 17 会 計 年 度

計 算 書 類

自 2021年7月 1日

至 2022年6月30日

PwCあらた有限責任監査法人

貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	前会計年度 (2021年6月30日)	当会計年度 (2022年6月30日)	科 目	前会計年度 (2021年6月30日)	当会計年度 (2022年6月30日)
資 産 の 部			負 債 の 部		
流 動 資 産	22,138	24,255	流 動 負 債	15,271	15,347
現金及び預金	8,473	9,421	リース債務	1,231	1,007
業務未収入金	9,151	10,905	未払金	7,123	6,703
未収入金	2,574	1,486	未払費用	2,804	2,239
前払費用	1,526	1,738	未払法人税等	248	604
その他流動資産	415	708	未払消費税等	510	857
貸倒引当金	△ 3	△ 4	前受金	950	1,038
			預り金	551	600
			有給休暇引当金	1,430	1,450
			その他流動負債	420	845
固 定 資 産	25,201	24,231	固 定 負 債	12,501	12,281
有 形 固 定 資 産	9,435	8,652	リース債務	3,510	3,230
建物附属設備	3,493	3,477	長期預り金	5,092	5,452
工具器具備品	292	354	資産除去債務	2,468	2,563
リース資産	4,960	4,805	その他固定負債	1,429	1,034
建設仮勘定	686	0			
その他有形固定資産	3	14			
無 形 固 定 資 産	427	397	負 債 合 計	27,772	27,628
ソフトウェア	423	355			
ソフトウェア仮勘定	3	41	純 資 産 の 部		
投 資 そ の 他 の 資 産	15,338	15,182	社 員 資 本	19,567	20,859
投資有価証券	6,635	6,664	資 本 金	1,000	1,000
関係会社出資金	60	60	出資金申込証拠金	176	124
敷金及び保証金	6,737	6,536	資 本 剰 余 金	1,187	1,323
長期貸付金	408	23	その他資本剰余金	1,187	1,323
長期前払費用	698	844	利 益 剰 余 金	17,204	18,412
繰延税金資産	913	1,101	その他利益剰余金	17,204	18,412
その他の投資等	112	149	繰越利益剰余金	17,204	18,412
投資損失引当金	△ 229	△ 199			
			純 資 産 合 計	19,567	20,859
資 産 合 計	47,340	48,487	負 債 ・ 純 資 産 合 計	47,340	48,487

損益計算書

(単位：百万円)

科 目	前 会 計 年 度		当 会 計 年 度	
	自 2020年7月 1日 至 2021年6月30日		自 2021年7月 1日 至 2022年6月30日	
業 務 収 入		54,856		56,458
業 務 費 用				
人 件 費	36,649		37,592	
賃 借 関 連 費 用	2,370		2,176	
採 用 及 び 研 修 費 用	624		825	
IT機 器 費 用 等 及 び 通 信 費	2,267		2,409	
そ の 他 業 務 費 用	10,444	52,356	11,666	54,670
営 業 利 益		2,499		1,787
営 業 外 収 益				
受 取 利 息 及 び 配 当 金	19		4	
そ の 他 営 業 外 収 益	145	164	196	201
営 業 外 費 用				
支 払 利 息	117		182	
そ の 他 営 業 外 費 用	31	148	25	207
経 常 利 益		2,515		1,781
特 別 利 益				
投 資 損 失 引 当 金 戻 入 益	61	61	49	49
特 別 損 失				
固 定 資 産 除 却 損	71		103	
投 資 損 失 引 当 金 繰 入 額	4	76	-	103
税 引 前 当 期 純 利 益		2,500		1,726
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	578		707	
法 人 税 等 調 整 額	70	649	△ 188	519
当 期 純 利 益		1,851		1,207

社員資本等変動計算書

前会計年度
〔 自 2020年 7月 1日
至 2021年 6月30日 〕

(単位：百万円)

	社員資本							純資産合計
	資本金	出資金申込 証拠金	資本剰余金		利益剰余金		社員資本合計	
			その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	1,000	144	1,120	1,120	15,352	15,352	17,616	17,616
当期変動額								
社員出資金増加	-	△ 144	150	150	-	-	6	6
社員出資金減少	-	-	△ 83	△ 83	-	-	△ 83	△ 83
申込証拠金 受入額	-	176	-	-	-	-	176	176
当期純利益	-	-	-	-	1,851	1,851	1,851	1,851
当期変動額合計	-	32	67	67	1,851	1,851	1,950	1,950
当期末残高	1,000	176	1,187	1,187	17,204	17,204	19,567	19,567

社員資本等変動計算書

当会計年度
〔 自 2021年7月 1日
至 2022年6月30日 〕

(単位：百万円)

	社員資本							純資産合計
	資本金	出資金申込 証拠金	資本剰余金		利益剰余金		社員資本合計	
			その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	1,000	176	1,187	1,187	17,204	17,204	19,567	19,567
当期変動額								
社員出資金増加	-	△ 176	225	225	-	-	49	49
社員出資金減少	-	-	△ 89	△ 89	-	-	△ 89	△ 89
申込証拠金 受入額	-	124	-	-	-	-	124	124
当期純利益	-	-	-	-	1,207	1,207	1,207	1,207
当期変動額合計	-	△ 52	136	136	1,207	1,207	1,291	1,291
当期末残高	1,000	124	1,323	1,323	18,412	18,412	20,859	20,859

注記表

前 会 計 年 度 自 2020年7月 1日 至 2021年6月30日	当 会 計 年 度 自 2021年7月 1日 至 2022年6月30日
<p>当法人の計算書類は、公認会計士法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて作成しております。</p>	<p>当法人の計算書類は、公認会計士法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて作成しております。</p>
<p>I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記</p>	<p>I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記</p>
<p>1. 資産の評価基準及び評価方法</p> <p>有価証券 関係会社株式 移動平均法に基づく原価法 その他の有価証券 ・時価のないもの 移動平均法に基づく原価法</p>	<p>1. 資産の評価基準及び評価方法</p> <p>有価証券 関係会社株式 同左 その他の有価証券 ・市場価格のない株式等 同左</p>
<p>2. 固定資産の減価償却の方法</p> <p>①有形固定資産 (リース資産を除く) 定額法 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物附属設備 5年～15年 工具器具備品 5年～10年</p> <p>②無形固定資産 (リース資産を除く) 定額法 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。</p> <p>③リース資産</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リースに係るリース資産 定額法 原則としてリース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しておりますが、リース資産の一部については、使用実態を勘案し、再リース期間を含めた期間を耐用年数としております。</p>	<p>2. 固定資産の減価償却の方法</p> <p>①有形固定資産 (リース資産を除く) 同左</p> <p>②無形固定資産 (リース資産を除く) 同左</p> <p>③リース資産 所有権移転ファイナンス・リースに係るリース資産 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リースに係るリース資産 同左</p>
<p>3. 引当金の計上基準</p> <p>①貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>②投資損失引当金 投資有価証券及び関係会社出資金について、将来発生する可能性がある損失に備えるため、財政状態等を勘案して必要と認められる金額を計上しております。</p> <p>③有給休暇引当金 従業員の未使用有給休暇に対応する人件費相当額を計上しております。</p>	<p>3. 引当金の計上基準</p> <p>①貸倒引当金 同左</p> <p>②投資損失引当金 同左</p> <p>③有給休暇引当金 同左</p>
<p>4. 収益及び費用の計上基準</p> <p>業務契約に基づく役務提供進行基準で計上しております。 なお、タイムチャージによる役務提供契約については請求時間に基づいて計上しております。</p>	<p>4. 収益及び費用の計上基準</p> <p>主要業務である監査証明業務及び非監査証明業務については、当該業務の役務提供に応じて、一定の期間にわたり履行義務が充足される取引と判断しており、履行義務の充足の進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。</p>
<p>5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項</p> <p>①ヘッジ会計の処理方法 原則として繰延ヘッジ処理によっております。ただし、特例処理の要件を満たす金利スワップ取引については、特例処理によっております。</p> <p>②消費税等の会計処理 税抜方式を採用しております。</p>	<p>5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項</p> <p>ヘッジ会計の処理方法 同左</p>
	<p>II. 会計方針の変更 (収益認識に関する会計基準の適用) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)を当会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転したと判断した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識することとしております。 収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当会計年度の期首の繰越利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。 この結果、当会計年度の損益に与える影響はありません。また繰越利益剰余金の当期首残高に与える影響はありません。</p>

注記表

前 会 計 年 度 自 2020年7月 1日 至 2021年6月30日	当 会 計 年 度 自 2021年7月 1日 至 2022年6月30日																																																												
<p>II. 表示方法の変更 「会計上の見積りに関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)を当会計年度より適用し、(会計上の見積りに関する注記)を開示しております。</p>	<p>III. 表示方法の変更 (時価の算定に関する会計基準の適用) 「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。</p>																																																												
<p>III. 会計上の見積りに関する注記 資産除去債務の算定 ①当会計年度の計算書類に計上した金額 2,468百万円 ②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報 事務所に係る不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務に係る費用負担に備えるため、使用見込期間は過去の実績に基づく賃貸期間とし、割引率は当該使用見込期間に応じた国債利回りとして算出した原状回復費用の見積額を計上しております。 原状回復費用は退去時に支払うことが見込まれますが、経済状況や市況による工事単価の変動、将来の事業計画の見直しに伴う使用見込期間の変更等により翌会計年度の資産除去債務の金額に重要な影響を与える可能性があります。</p>	<p>IV. 会計上の見積りに関する注記 資産除去債務の算定 ①当会計年度の計算書類に計上した金額 2,563百万円 ②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報 同左</p>																																																												
<p>IV. 貸借対照表に関する注記 1. 有形固定資産の減価償却累計額 3,071 百万円</p> <p>2. 関係会社に対する金銭債権・債務 ・短期金銭債権 298 百万円 ・長期金銭債権 5 百万円 ・短期金銭債務 650 百万円 ・長期金銭債務 721 百万円</p>	<p>V. 貸借対照表に関する注記 1. 有形固定資産の減価償却累計額 4,278 百万円</p> <p>2. 関係会社に対する金銭債権・債務 ・短期金銭債権 881 百万円 ・長期金銭債権 4 百万円 ・短期金銭債務 1,362 百万円 ・長期金銭債務 721 百万円</p>																																																												
<p>V. 損益計算書に関する注記 1. 業務収入の内訳 ・監査収入 28,013 百万円 ・非監査収入 (その他の収入) 26,842 百万円</p> <p>2. 関係会社との取引高 ・業務収入 1,385 百万円 ・業務費用 2,148 百万円 ・営業取引以外の取引による取引高 (間接業務委託費、受取賃料等) 2,471 百万円</p>	<p>VI. 損益計算書に関する注記 1. 業務収入の内訳 ・監査収入 28,206 百万円 ・非監査収入 (その他の収入) 28,252 百万円</p> <p>2. 関係会社との取引高 ・業務収入 1,963 百万円 ・業務費用 3,850 百万円 (表示方法の変更) 前会計年度まで営業取引以外の取引による取引高に含めていた間接業務委託費等について、損益計算書との関係性を明瞭にするため、当会計年度より業務費用へ含めて表示しております。</p>																																																												
<p>VI. 税効果会計に関する注記 繰延税金資産の主な発生原因は、有給休暇引当金等であります。</p>	<p>VII. 税効果会計に関する注記 繰延税金資産の主な発生原因は、有給休暇引当金等であります。</p>																																																												
<p>VII. 金融商品に関する注記 1. 金融商品の状況に関する事項 資金調達については、銀行等金融機関からの借入により行っております。借入金の使途は運転資金であります。業務未収入金に係る顧客の信用リスクは、業務受入時の審査等により、リスクの低減を図っております。</p> <p>2. 金融商品の時価等に関する事項 2021年6月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、投資有価証券、敷金及び保証金については、時価を把握することが極めて困難なため含めておりません。</p>	<p>VIII. 金融商品に関する注記 1. 金融商品の状況に関する事項 同左</p> <p>2. 金融商品の時価等に関する事項 2022年6月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、投資有価証券及び関係会社出資金については、市場価格のない株式等であるため含めておりません。また、現金及び預金、業務未収入金、その他未収入金、未払金及び未払費用については、現金であること、及び短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似することから注記を省略しております。</p>																																																												
(単位：百万円)	(単位：百万円)																																																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>貸借対照表計上額</th> <th>時 価</th> <th>差 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>a 現金及び預金</td> <td>8,473</td> <td>8,473</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>b 業務未収入金</td> <td>9,151</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>b 貸倒引当金 (※1)</td> <td>△3</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>業務未収入金 計</td> <td>9,147</td> <td>9,147</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>c その他未収入金</td> <td>2,574</td> <td>2,574</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>資産 計</td> <td>20,196</td> <td>20,196</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>a 未払金</td> <td>7,123</td> <td>7,123</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>b 未払費用</td> <td>2,804</td> <td>2,804</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>負債 計</td> <td>9,927</td> <td>9,927</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>		貸借対照表計上額	時 価	差 額	a 現金及び預金	8,473	8,473	-	b 業務未収入金	9,151			b 貸倒引当金 (※1)	△3			業務未収入金 計	9,147	9,147	-	c その他未収入金	2,574	2,574	-	資産 計	20,196	20,196	-	a 未払金	7,123	7,123	-	b 未払費用	2,804	2,804	-	負債 計	9,927	9,927	-	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>貸借対照表計上額</th> <th>時 価</th> <th>差 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>a 敷金及び保証金</td> <td>6,536</td> <td>6,469</td> <td>△67</td> </tr> <tr> <td>資産 計</td> <td>6,536</td> <td>6,469</td> <td>△67</td> </tr> <tr> <td>a 長期預り金</td> <td>5,452</td> <td>5,403</td> <td>△49</td> </tr> <tr> <td>負債 計</td> <td>5,452</td> <td>5,403</td> <td>△49</td> </tr> </tbody> </table>		貸借対照表計上額	時 価	差 額	a 敷金及び保証金	6,536	6,469	△67	資産 計	6,536	6,469	△67	a 長期預り金	5,452	5,403	△49	負債 計	5,452	5,403	△49
	貸借対照表計上額	時 価	差 額																																																										
a 現金及び預金	8,473	8,473	-																																																										
b 業務未収入金	9,151																																																												
b 貸倒引当金 (※1)	△3																																																												
業務未収入金 計	9,147	9,147	-																																																										
c その他未収入金	2,574	2,574	-																																																										
資産 計	20,196	20,196	-																																																										
a 未払金	7,123	7,123	-																																																										
b 未払費用	2,804	2,804	-																																																										
負債 計	9,927	9,927	-																																																										
	貸借対照表計上額	時 価	差 額																																																										
a 敷金及び保証金	6,536	6,469	△67																																																										
資産 計	6,536	6,469	△67																																																										
a 長期預り金	5,452	5,403	△49																																																										
負債 計	5,452	5,403	△49																																																										
<p>(※1) 業務未収入金に対応する貸倒引当金を控除しております。 (注) 金融商品の時価の算定方法 資産 a. 現金及び預金、b. 業務未収入金、及びc. その他未収入金 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。 負債 a. 未払金、及び b. 未払費用 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。</p>	<p>(注) 金融商品の時価の算定方法 資産 a. 敷金及び保証金 将来キャッシュ・フローを期末から返還までの見積り期間及び国債の利回り等適切な指標に基づき割り付いた現在価値により算定しております。 負債 a. 長期預り金 将来キャッシュ・フローを期末から返還までの見積り期間及び国債の利回り等適切な指標に基づき割り付いた現在価値により算定しております。</p>																																																												

注記表

前 会 計 年 度 自 2020年7月 1日 至 2021年6月30日	当 会 計 年 度 自 2021年7月 1日 至 2022年6月30日
<p>VI. その他 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。</p>	<p>IX. 収益認識に関する注記 収益を理解するための基礎となる情報 「I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。</p> <p>X. その他 同左</p>

附属明細書

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の明細

前会計年度 (自 2020年7月 1日 至 2021年6月30日)

(単位: 百万円)

区分	資産の種類	期首帳簿価額	当期増加額	当期減少額	当期償却額	期末帳簿価額	減価償却累計額	期末取得価額
有形固定資産	建物附属設備	1,756	5,544	3,294	512	3,493	934	4,427
	工具器具備品	303	751	636	127	292	418	710
	リース資産	1,775	4,219	343	690	4,960	1,635	6,596
	建設仮勘定	156	666	136	-	686	-	686
	その他有形固定資産	3	176	144	31	3	82	86
	計	3,995	11,358	4,555	1,362	9,435	3,071	12,507
無形固定資産	ソフトウェア	338	234	12	137	423		
	ソフトウェア仮勘定	9	-	5	-	3		
	計	348	234	17	137	427		

当会計年度 (自 2021年7月 1日 至 2022年6月30日)

(単位: 百万円)

区分	資産の種類	期首帳簿価額	当期増加額	当期減少額	当期償却額	期末帳簿価額	減価償却累計額	期末取得価額
有形固定資産	建物附属設備	3,493	1,252	765	503	3,477	1,327	4,804
	工具器具備品	292	343	175	105	354	421	776
	リース資産	4,960	787	13	929	4,805	2,454	7,259
	建設仮勘定	686	0	686	-	0	-	0
	その他有形固定資産	3	52	30	10	14	75	89
	計	9,435	2,436	1,670	1,549	8,652	4,278	12,931
無形固定資産	ソフトウェア	423	94	5	157	355		
	ソフトウェア仮勘定	3	48	10	-	41		
	計	427	142	15	157	397		

(注1)

・当期増加額のうち、主なものは以下のとおりです。

建物附属設備 大手町オフィス工事等 786 百万円
 リース資産 大手町オフィス設備・什器等 782 百万円

(注2)

・当期減少額のうち、主なものは以下のとおりです。

建物附属設備 大手町オフィス工事等 リース契約への変更 553 百万円
 建設仮勘定 大手町オフィス工事等 建物附属設備への振替 593 百万円

(2) 引当金の明細

前会計年度 (自 2020年7月 1日 至 2021年6月30日)

(単位: 百万円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的利用	その他	
貸倒引当金	3	3	-	3	3
投資損失引当金	286	4	-	61	229
有給休暇引当金	1,251	1,430	992	259	1,430

(注)

・当期減少額「その他」は期末洗替処理によるものです。

当会計年度 (自 2021年7月 1日 至 2022年6月30日)

(単位: 百万円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的利用	その他	
貸倒引当金	3	4	-	3	4
投資損失引当金	229	19	-	49	199
有給休暇引当金	1,430	1,450	1,175	255	1,450

(注)

・当期減少額「その他」は期末洗替処理によるものです。

(3) 業務費用の明細

(単位: 百万円)

科目	前会計年度 自 2020年7月 1日 至 2021年6月30日		当会計年度 自 2021年7月 1日 至 2022年6月30日	
人件費				
報酬給与	29,367		29,945	
法定福利費	2,959		2,879	
その他人件費	4,322	36,649	4,767	37,592
賃借関連費用				
賃借料等	1,091		691	
減価償却費	1,278	2,370	1,485	2,176
採用及び研修費用				
採用及び研修費用	624	624	825	825
IT機器費用等及び通信費				
IT機器費用等	1,820		1,960	
通信費	226		228	
減価償却費	220	2,267	220	2,409
その他業務費用				
旅費交通費	53		98	
福利厚生費	312		398	
諸会費・購読料	208		223	
保険料	502		530	
租税公課	452		441	
外注費	6,313		6,930	
サービスチャージ等	1,259		1,433	
その他	1,342	10,444	1,610	11,666
合計		52,356		54,670

独立監査人の監査報告書

2021年8月17日

PwCあらた有限責任監査法人
代表執行役 井野 貴章 殿

新創監査法人
東京都中央区

指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 高橋 克典 ㊞

指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 篠原 一馬 ㊞

監査意見

当監査法人は、公認会計士法第34条の32の規定に基づき、PwCあらた有限責任監査法人の2020年7月1日から2021年6月30日までの第16期会計年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、社員資本等変動計算書、注記表及び附属明細書について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類が、公認会計士法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類に係る会計年度の財政状態及び経営成績を全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、PwCあらた有限責任監査法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、公認会計士法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、公認会計士法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における職務執行者の職務の執行を監視することにある。

計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、監査は、試査を基礎として行われ、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類の注記事項が適切でない場合は、計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類の表示及び注記事項が、公認会計士法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類の表示、構成及び内容、並びに計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

PwCあらた有限責任監査法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2022年8月22日

PwCあらた有限責任監査法人
代表執行役 井野 貴章 殿

新創監査法人
東京都中央区

指 定 社 員 公認会計士 高橋 克典
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 松原 寛
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、公認会計士法第34条の32の規定に基づき、PwCあらた有限責任監査法人の2021年7月1日から2022年6月30日までの第17期会計年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、社員資本等変動計算書、注記表及び附属明細書について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類が、公認会計士法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類に係る会計年度の財政状態及び経営成績を全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、PwCあらた有限責任監査法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、業務報告書並びに業務及び財産の状況に関する説明書類である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における執行役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人は、その他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、公認会計士法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、公認会計士法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における職務執行者の職務の執行を監視することにある。

計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、監査は、試査を基礎として行われ、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類の注記事項が適切でない場合は、計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類の表示及び注記事項が、公認会計士法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類の表示、構成及び内容、並びに計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

PwCあたらた有限責任監査法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上